

「運転者限定」と「運転者年齢条件」設定のポイント

お車を運転される方に変更があった場合…



運転される方の範囲

(運転者限定特約と運転者年齢条件特約の設定)

お車を運転される方に応じて、運転者を限定したり、運転者の年齢条件を設定することができます。運転者の範囲を限定することにより保険料が変わります。



「運転者限定特約」および「運転者年齢条件特約」の詳細については裏面をご確認ください。

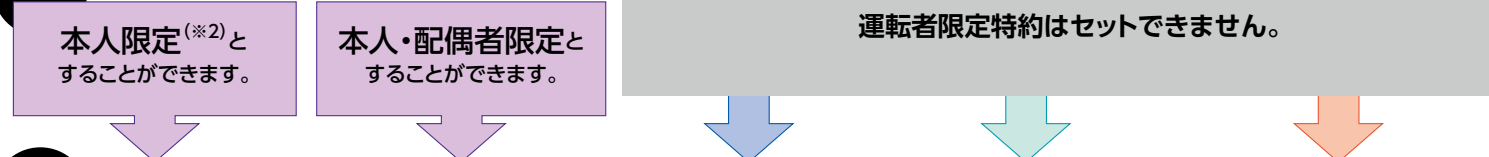
こちらのフローチャートを参考に確認してみましょう。

お車を運転される方について、①～⑤のどの方が該当するか したうえで、**最も右の** の を確認してください。

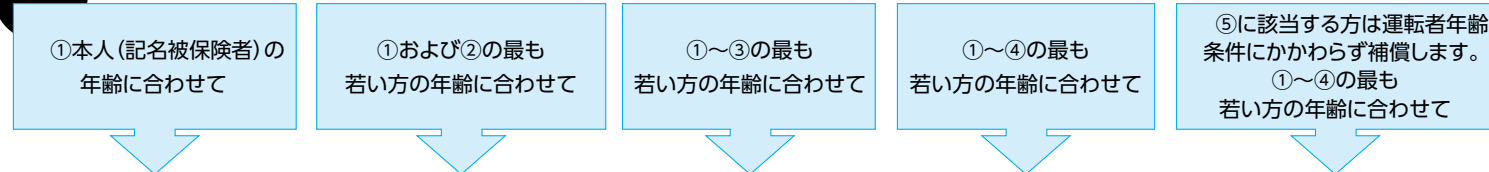
STEP1 お車を運転される方はどなたですか？



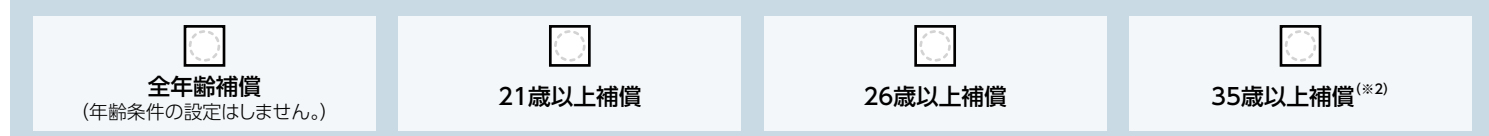
STEP2 セットできる運転者限定特約をご確認ください。



STEP3 お車を運転される最も若い方の年齢に応じて、次の運転者年齢条件をお選びください。



こちらの4つからお選びください。



(※1) 生活の本拠地として同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。

(※2) SGPの場合は、「本人限定」および「35歳以上補償」を選択いただけません。

注意! 保険加入時または保険期間中に運転者が変わる場合は、「**運転者限定特約**」と「**運転者年齢条件特約**」は必ずセットで確認を行うようにしましょう。適切な見直しを漏らしてしまうと、次のような事例が発生する可能性があります。

事例①



同居の親族(息子21歳)が免許を取得し「**運転者年齢条件特約**」を「21歳以上補償」に変更したものの、もともとセットしていた「**運転者限定特約(本人・配偶者)**」を削除しなかったため、事故が発生してからお客様の意向と合致しない契約内容になっていることに気が付いた。

正しい契約内容

同居の親族の免許取得により契約を変更する場合は、「**運転者年齢条件特約**」の変更だけでなく、「**運転者限定特約(本人・配偶者)**」を削除する必要があります。

事例②



同居の親族(娘22歳)が別居することになり、今後その娘が契約自動車を運転することがなくなったため「**運転者限定特約(本人・配偶者)**」をセットしたが、「**運転者年齢条件特約**」は「21歳以上補償」のまま見直しをしなかったため、適正ではない保険料となっていた。

正しい契約内容

同居の親族の別居により契約を変更する場合は、「**運転者限定特約(本人・配偶者)**」をセットする変更だけでなく、「**運転者年齢条件特約**」を本人および配偶者のうち若い方の年齢に合わせて設定いただく必要があります。

運転者限定特約

運転者限定特約(本人限定または本人・配偶者限定)をセットした場合は、限定された方がご契約の自動車を運転中の場合にかぎり、保険金をお支払いします。

① 運転者限定特約(本人)



次に定める条件を満たす保険契約に任意でセットすることができます。ただし、記名被保険者が運転免許証所持者である場合にかぎりです。

対象	契約区分	記名被保険者	用途車種
THE <small>THE クルマの保険</small>	ノンフリート契約	個人	自家用8車種

② 運転者限定特約(本人・配偶者)



次に定める条件を満たす保険契約に任意でセットすることができます。

対象	契約区分	記名被保険者	用途車種
THE <small>THE クルマの保険</small>	ノンフリート契約	個人	自家用8車種
SGP			自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車

(注) ご契約の自動車の用途車種・契約条件によりセットできない場合があります。

運転者年齢条件特約

運転者年齢条件(21歳以上補償、26歳以上補償、35歳以上補償)を設定した場合は、運転者年齢条件を満たす方がご契約の自動車を運転中の事故にかぎり、保険金をお支払いします。運転者年齢条件を設定しない場合は、運転者の年齢にかかわらず、保険金をお支払いします。

次に定める条件を満たす保険契約に任意でセットすることができます。

対象	契約区分	記名被保険者	用途車種	設定可能な運転者年齢条件
THE <small>THE クルマの保険</small>	ノンフリート契約	個人	自家用8車種	21歳以上補償 26歳以上補償 35歳以上補償
SGP		個人・法人	自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、 自家用軽四輪乗用車、二輪自動車、 原動機付自転車	21歳以上補償 26歳以上補償

(注1) ご契約の自動車の用途車種・契約条件によりセットできない場合があります。

(注2) 原動機付自転車にこの特約をセットする場合の運転者年齢条件は21歳以上補償にかぎりです。

運転者年齢条件特約が適用される運転者の範囲は次のとおりです。

記名被保険者	運転者年齢条件特約が適用される運転者の範囲
個人	(ア) 記名被保険者 (イ) 記名被保険者の配偶者 (ウ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 (エ) (ア)～(ウ)までのいずれかに該当する者の業務に従事中の使用人
法人	すべての者

★「THE クルマの保険」は「個人用自動車保険」、「SGP」は「一般自動車保険」のペットネームです。

★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社保険ドクター

〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷4-13-20
ジョイスム第2ビル3F

Tel:048-986-0600 Fax:048-986-0623

(SJ23-51160 2023.10.5)(23100043)505376-0200